

# 全国がん登録とは

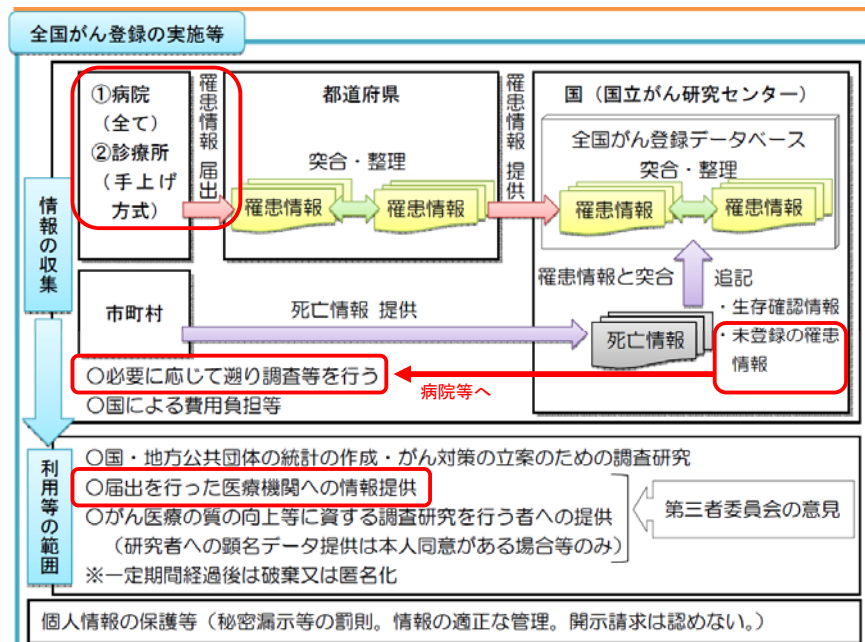
- がんと診断されたすべての人のデータを、国でひとつにまとめて集計・分析する仕組み
- がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握・分析調査研究を推進し、がん対策の推進に役立てることを目的として実施
- がん登録等の推進に関する法律(がん登録推進法)に基づき、平成28年1月から開始
- **すべての病院及び指定診療所は、原発性のがんについて初回の診断が行われたときは、宮城県知事へ届け出ることが義務付けられています。**

法律の概要は、宮城県が作成した別添の資料のとおりですが、本日は、この資料に基づきご説明します

## 平成30年度 全国がん登録説明会①

### 全国がん登録と 病院の責務について

公益財団法人 宮城県対がん協会 がん登録室



## 関係者相互の連携及び協力 (法第4条)

- 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

## 病院等による届出 (法第6条)

- 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の**管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。**

5

## 宮城県における届出時期

病院の種類	届出時期	平成30年度 (対象は平成29年症例)
がん診療連携拠点病院 (県内7施設)	当該病院等における初回の診断が行われた日の属する年の翌年の4月から8月末まで	平成30年4月から8月末まで
上記以外の病院及び 知事指定診療所	当該病院等における初回の診断が行われた日の属する年の翌年の4月から9月末まで	平成30年4月から9月末まで

※平成28年11月30日付 宮城県保健福祉部長通知 疾感対第802号「全国がん登録の届出時期について」による

- マニュアルでは「随時」となっていますが、**宮城県では年に1回まとめた提出です。**
- 宮城県対がん協会では、すべての届出を審査し、同一人物の同じがんについてはひとつにまとめた上で、12月末まで国に提出する必要があります。**遅れることのないよう期限の厳守をお願いいたします。**

6

## 届け出なければならない情報

1. 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
2. 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
3. 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
4. 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
5. 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
6. 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
7. 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
8. 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
9. その他厚生労働省令で定める事項

7

この資料の末尾に添付

8

## 「がん」ではなかったと判明した場合

- 届出後に、紹介先の病院等から「がんではなかった」という情報が提供された場合など
- もし、「がん」ではなかった場合、「がん」として登録されたままとなる可能性があります。
- 当室までご連絡をお願いします。

9

## 届出の勧告等 (法第7条)

- 第七条 都道府県知事は、**病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。**
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、**同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。**

10

## 協力の要請 (法第16条)

- 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、**市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。**
- ◆ 届出の内容について、確認のため**照会**することがあります。
- ◆ 届出の内容に不備がある場合、**届出の修正・再提出**をお願ひすることがあります。
- ◆ 届出漏れと考えられる場合、**遡り調査**へのご協力をお願いします(最後にご説明します)。

11

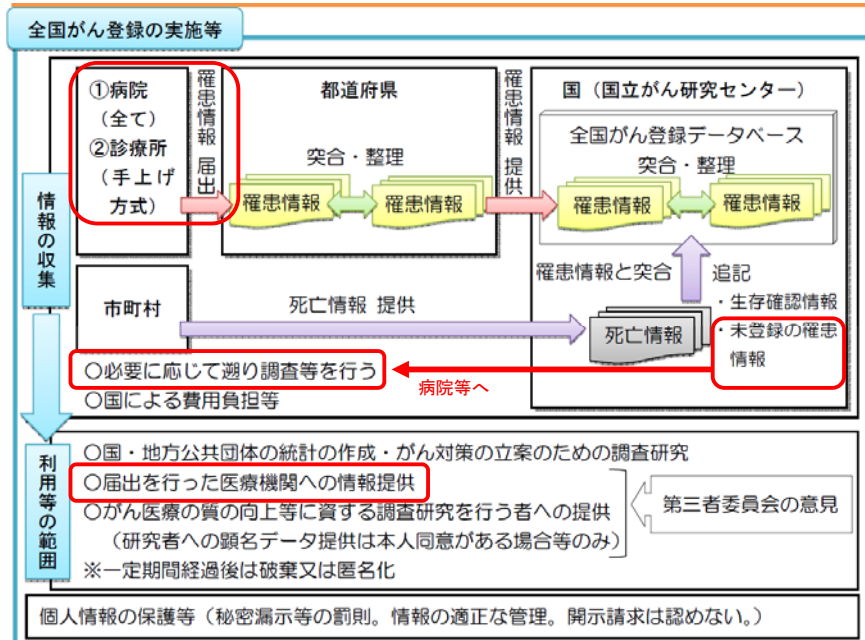
## 病院等への提供 (法第20条)

- 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における**院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)**の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、**その提供を行わなければならない。**この場合においては、**第十七条第一項ただし書の規定を準用する。**

⇒ 病院等の管理者からの請求に基づき、都道府県知事は当該病院等が届出した都道府県がん情報(生存確認情報及び附属情報)を提供 **死因と死亡日**

自院における正確な生存率を計算することなどに役立ちますので、ご活用ください。

12



13

## 秘密保持義務 (法第28条第7項)

- 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

過去に従事していた方についても義務がありますので、ご注意ください

14

## その他の義務 (第29条第7項)

- 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

過去に従事していた方についても義務がありますので、ご注意ください

15

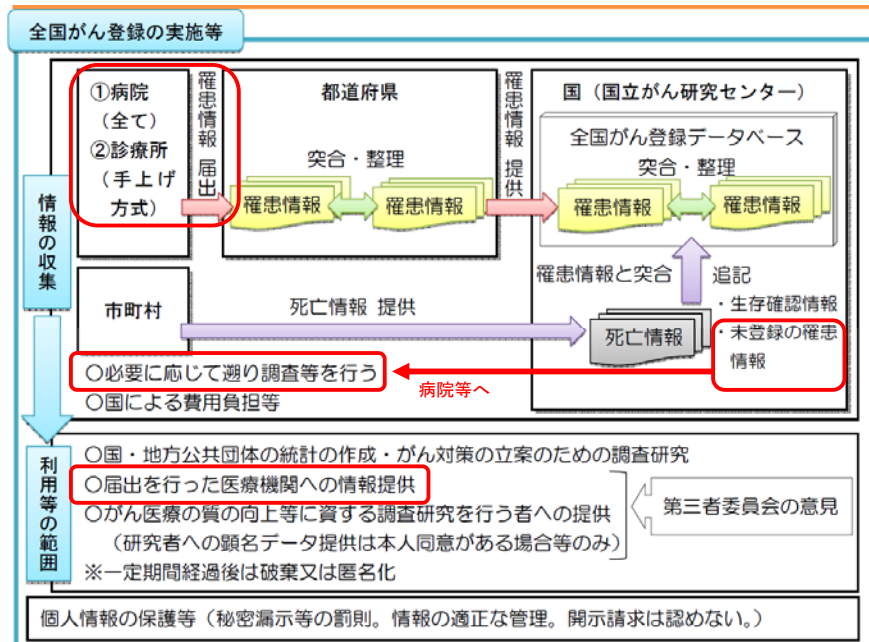
## 罰則 (法第55条)

- 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

16

# 遡り調査

- **届出漏れ**と考えられる場合の調査
  - 国は、全国がん登録情報と死亡者情報票(死亡届・死亡診断書)と照合し、その結果判明した、全国がん登録データベースに登録されるべき情報であって、**死亡者情報票によって新たに把握されたがん情報を把握**
  - 法第14条に基づき、厚生労働大臣が都道府県知事に通知
  - **がん登録室から、死亡診断書を作成した病院等に対し、法律に基づく一定の期間内に当該がんに関する届出が行われなかったものとして、遡って届出を求めます。**



# 遡り調査の届出

- **全国がん登録遡り調査票** この資料の末尾
  - 「死亡診断書のがんについて」の項目を除き、届出票と同じ
  - 「死亡診断書のがんについて」は、あてはまる番号を選択し、記入等の対応をお願いします。
- **今年度、法施行後の最初の遡り調査** **2016年症例**
  - 9月下旬、国から都道府県に通知される見込み
  - 10月、がん登録室から病院に通知する予定
  - 病院で調査票に記入し、期限内での届出を
- **地域がん登録での遡り調査** **2015年までの症例**
  - 地域がん登録へご協力をいただいている施設では、引き続き法施行前の2015年までの症例の遡り調査へご協力をお願いします。

マニュアル 53ページ

**全国がん登録遡り調査票**

死亡診断書のがんについて

1. 該当なし  
2. 死亡診断書に記載のがんは登録票の内容とは異なる(死亡診断書に記載のがんも以下の登録票に記入し、該当する場合は、以下の登録票に記入は必要ありません)  
3. 死亡診断書  
4. 死亡診断書に記載のがんは登録票に記載の病名と異なる(登録票に記載の病名に)  
5. 死亡診断書に記載の病名は登録票に記載の病名と異なる(登録票に記載の病名に)  
6. 死亡診断書に記載の病名は登録票に記載の病名と異なる(登録票に記載の病名に)

「死亡診断書のがんについて」は、あてはまる番号を選択し、記入等の対応をお願いします。

## 「死亡診断書のがんについて」への記載と対応

死亡診断書のがんについて		調査への対応
区分	意味	
1 通常回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票に記載されたがんの診断をしたが、届出が漏れていた場合</li> </ul>	調査対象のがんについて、詳細情報を調査票に記入し、届出します。
2 死亡診断書に記載のがんは調査対象とは異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該患者のがんの診断をしたが、調査票の原発部位等が異なる場合</li> <li>行政による死亡者情報票作成時の間違い等</li> </ul>	修正情報とともに、正しい詳細情報を調査票に記入し、届出します。
3 死体検案	<ul style="list-style-type: none"> <li>死体検案のため詳細情報を持たない</li> </ul>	調査票の「死亡診断書のがんについて」の該当する区分をチェックし、届出します。詳細情報の記入は必要ありません。
4 死亡診断書には調査対象のがんの記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書に「がん」の記載なし。</li> <li>行政による死亡者情報票作成時の間違い等</li> </ul>	
5 調査対象者の該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政による死亡者情報票作成時の間違い等</li> <li>死亡診断医師・遺族の誤記等</li> </ul>	
6 調査対象腫瘍の詳細診療情報なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書を作成し、「がん」の記載をしたが、診断・治療病院ではないため詳細情報はない場合</li> </ul>	調査票の「死亡診断書のがんについて」の該当する区分をチェックし、届出します。 初回診断・治療を実施した病院等の名称が分かれば、備考欄に記入してください。

マニュアル 53ページ